

(様式 1-3)

二本松市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	安達ヶ原ふるさと村公園屋内遊び場拡張事業	事業番号	C-1-1
交付団体	二本松市		事業実施主体	二本松市	
総交付対象事業費	222,456 (千円)		全体事業費	222,456 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
<p>二本松市では、平成 24 年 1 月に二本松市復興計画を策定し東日本大震災の復興に取り組んでいる。本計画は 3 つの基本理念に基づき取り組んでいるが、その中の 1 つ目の基本理念として、安全・安心のまちづくりを掲げている。その重要施策のひとつとして、スポーツ施設の整備充実を図ることとし、具体的な事業として、屋内遊具運動広場整備を位置付けている。</p> <p>子どもの遊び場の確保については、多くの市民から要望が寄せられたため、安達ヶ原ふるさと村公園に屋内遊び場（げんきキッズパークにほんまつ）を整備し、平成 25 年 2 月 28 日にオープンした。8 月 31 日までに、42,400 人の利用があったが、土・日・祝日や春休み、夏休み期間中は、利用者が多く度々、入場制限をする時間帯が生じている。既存の施設を改修し整備したため、十分なスペースを確保できない状況にある。また、利用者からは、砂場の整備や、走り回ることができる広いスペースを望む声が多く寄せられている。</p> <p>については、より多く子どもたちに安心して遊び・運動する機会を提供するため既存の屋内遊び場を増築し拡張整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・施工面積 510 m² (増築 405 m²、通路・外溝 105 m²)・整備する遊具：クライミングウォール、サーキット、マルチゴール、砂場、アダラ（雲梯やのぼり棒等の複合遊具）、スーパーノバ（回転遊具）					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
二本松市復興計画 施策の柱 1 安全・安心のまちづくり					
施策 2 (4) 市民総スポーツ社会の実現 取り組み事項 スポーツ施設の整備充実					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1）					
<p>原子力災害前後で市の人口の 1.1%にあたる 618 人が市外に避難した結果、児童生徒数に影響を及ぼしている。また、小売店の売り上げ等、地域経済に影響が生じている。更には農産物の生産意欲の低下等、地域の産業復興の妨げとなっている。</p> <p>平成 25 年 1 月 1 日現在現住人口 57,394 人（福島県現住人口調査月報）</p> <p>平成 24 年 10 月 1 日現在避難者数 618 人（全国避難者情報システム）</p> <p>平成 22 年国勢調査結果人口 59,871 人</p>					
【子どもの運動機会の確保のための事業】					
○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）					
体力低下の傾向が著しい子ども達を対象に、運動機会の確保や体力の向上を図るため、屋内遊び場施設					

を整備するとともに、子どもの興味や関心を引き出し、遊びを誘導しながら安心・安全に運動できるよう、子ども達の活動を支援するためのプレイリーダーの育成を図る必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

子供たちが特に影響を受けやすいとされる放射線による健康への影響の不安から、子供たちを守るうと外出を控えさせる傾向にあり、ストレスや運動不足による食欲不振、不眠、肥満が懸念されている。

平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、福島県は全国平均を上回った種目がなく、体力・運動能力が低下していることが指摘されているが、更に二本松市内小中学生の体力テスト結果によると、学年別・男女別・種目別の項目で、県平均を上回る項目27に対し、下回る項目53と、下回る項目が多い状況となっており、特に市内の小中学生の体力・運動能力が低下している。（参考データ「体力テスト市平均と県平均の比較」参照）

また、学校保健統計によれば二本松市内の小学校では肥満傾向の児童の割合がH22は10.45%、H23は11.21%、H24は12.40%と原子力発電所事故以降確実に増えており、子どもたちの肥満傾向が高くなってきている状況にある。（参考データ「肥満児童・生徒の割合の推移」参照）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

原子力発電所事故後、学校等の除染作業を早急に行うとともに、子ども達の健康・安全を最優先とするため、学校等での屋外における活動時間の目安を設定（幼稚園1時間、小学校2時間、中学校3時間）し、運動会についても屋内開催でないと保護者の理解が得られないなど、子ども達の運動する機会が大きく奪われた。現在では、学校の除染も終了し、空間放射線量が低下してきていることから、屋外での運動機会も確保されてきているが、放射線による健康への影響の不安から、公園等の屋外での遊びは敬遠される傾向がある。

公園についても学校と同様に除染が進み、市としては利用可能な状態として開放しているが、放射線に対する許容量は多様であるため現在でも屋外での活動を不安に思っている保護者も多い状況である。二本松市は避難地域と隣接する地区もあることから、市民アンケート調査(H25.4実施)によれば、問「不安や心配項目」において、回答者の71.6%の方が「放射線が健康に与える影響についての不安」を不安や心配なことと回答しており非常に強い不安を感じている状況である。また、改善対策に関する問「震災後の不参や心配の改善対策」では、「子ども達が安心して遊べる場所の拡大」を38.3%の方が希望しており、これは選択肢型の本問で2番目に多い回答であった。（別紙、市民アンケート調査結果（抜粋）参照）

アンケートは学校や公園の除染完了後に実施したものであり、「安心して遊べる場所の拡大」の希望は屋内施設の整備を求めているものである。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

子どもの遊び場の確保については、多くの市民から要望が寄せられたため、安達ヶ原ふるさと村公園内の既存の施設を改修し、屋内遊び場（げんきキッズパークにほんまつ）を整備し平成25年2月28日にオープンしたが、土・日・祝日や学校が長期の休み期間中は、利用者が多く度々、入場制限をする時間帯が生じている。緊急対応として既存の施設を改修し整備したため、十分なスペースを確保することができず、利用者からの多様な遊具や砂場の整備、走り回ることができる広いスペースを望む声が多く寄せられているが、現在の施設では対応が出来ない状況である。また、整備した屋内遊び場は主に小学校低学年までを対象とした遊具となっており、中高学年の子ども達の運動の機会を十分に確保できていないため、中高学年生を対象とした遊具を整備した施設が必要である。

このことから、屋内遊び場を拡張整備することにより、入場制限の解消と対象年齢を広げることにより子ども達の運動機会の確保を図る必要がある。

既存の屋内遊び場は、原発事故後、子ども達の屋外での遊びが制約されたため、屋内運動施設の整備が早急に必要ということから、既存の施設を活用して、整備を行ったもの。活用できるスペース内に、設置する遊具の対象年齢を主に小学校低学年以下を想定し、施設整備を行っており、このため、小学校中高学年の子ども達のための十分なスペースの確保が行えなかった。

小学校中高学年でも、放射線による健康被害を特に心配されている家庭の子ども達は、運動する機会が少ないため、小学校中高学年を対象とした施設整備が必要であり、今回、屋内遊び場の拡張を行い運動機会の確保を図る考えである。

一方、当該公園の屋外施設は除染を行い、市としては安全に使用できる環境と判断し開放しているが、放射線量・被曝量の許容範囲は個人差がとて大きく、同じ空間線量であっても、住めないと判断し避難する方もあれば、限定的には屋外にいることを許容しても、一定時間以上、屋外に滞在するのは不安と思う方、長時間滞在することも許容できる方などと多様であり、その多様性に応じた施設整備が必要であると考えている。基本的に、屋内遊び場は放射線の影響を不安に思っている方のために必ず必要なものである。また、屋外遊び場と併設することによって多様な遊びを提供することができ、屋内での遊びをメインに、短時間の屋外での伸び伸びとした遊びを組み合わせることも可能となることから、より多くの子ども達の運動機会の確保を図るために必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

既存の屋内遊び場は、利用者が多く、休日等に50人程度の入場制限を行っている状況である。さらに、既存遊具の対象年齢は小学校低学年以下のものであり、小学校中高学年の児童も対象とした遊具として、クライミングウォール、マルチゴール、アダラ（雲梯やのぼり棒等の複合遊具）等を設置するため、330㎡を確保する必要があり、トイレ等を含めると新たに510㎡の面積が必要となる。これらを整備することにより、新たに小学校中高学年の利用が月540人程度見込まれ、屋内遊び場を拡張することにより、遊具の設置に必要な面積の確保を図るものである。市が管理するグラウンド等の総面積は28.2haあり、屋外運動施設を利用することへの不安感があり中々利用されない状況にある中、グラウンド等の総面積の0.14%に過ぎない屋内運動施設を整備することにより、効率的に子どもたちの運動機会の確保を図ることができる。

なお、児童の肥満傾向が対H22比で約2%増のため、H22水準を目標とすると休日の日平均利用人数が今回対象としている市内の小学校中高学年（約2,000名）の2%以上の運動の機会確保ができるようにしなければならないと考えており、休日の日平均利用見込みは対象児童2,000名の3%である60名を見込んでいるため、達成されればH22の肥満傾向の割合を下回ることができると考えている。

また、当該事業は、既存施設の拡張であり、効率的な事業であるとともに、既存の施設運営体制により管理を行うことが可能であり、中長期的な予算、人員の確保が可能である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

安達ヶ原ふるさと村公園は、二本松市のほぼ中心に位置し、幹線道路である国道四号線に近くアクセスがよい。また、同公園内には武家屋敷、農村生活館、和紙の家など伝統的生活文化を実感できる施設を有していて、市民、旅行者等の憩いの場となっている。さらに、屋外遊具を整備した広場と屋内遊び場「げんきキッズパークにほんまつ」があり、屋内・屋外一体的な遊び場として利用しやすい公園でもあり、同公園を訪れる家族連れの旅行者の子ども利用も見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

屋内遊び場における運動の効果を一層向上させるため、指導員が積極的に子ども達と関わりを持ち、子どもの興味や関心を引き出し、遊びを誘導できるような資質を身につけられるよう、遊具の活用方法など

について講習会を開催する。(効果促進事業によるプレイリーダー育成)

○その他

安達ヶ原ふるさと村公園内の屋内遊び場(げんきキッズパークにほんまつ)の利用者数調査や、利用者アンケートにより事業効果について検証を行う。

【子育て定住支援賃貸住宅の建設】

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること(制度要綱第5の4の三①)

【該当無し】

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	